

水銀を含有する産業廃棄物の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の施行令、施行規則、関係告示が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から一部施行されます。

施行に伴い、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀を処分するために処理したもの（例：廃水銀等を硫化及び固形化したもの等）が、特別管理産業廃棄物に指定されることとなりますので、以下の点に御留意いただくようお願いいたします。

1 特別管理産業廃棄物に指定される廃水銀等

以下の表の施設から生じた廃水銀等（水銀使用製品に封入されたものを除く。）が、特別管理産業廃棄物に指定されます。

	特定の施設	廃水銀の具体例
①	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設	有価物として回収した水銀が水銀需要の低下等により廃棄物になったもの
②	水銀使用製品の製造の用に供する施設	
③	灯台の回転装置が備え付けられた施設	
④	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設	水銀が使用されている備え付けポロシメーター等
⑤	国又は地方公共団体の試験研究機関	廃試薬等
⑥	大学及びその附属試験研究機関	廃試薬等
⑦	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	廃試薬等

注）具体例以外の廃水銀等についても、表に掲げる施設において生じた場合には全て特別管理産業廃棄物に該当します。

（1）廃水銀等の保管基準を遵守してください。

特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、以下の措置が必要となります。

- ・ 容器に入れて密封すること、その他飛散、流出、揮発防止のために必要な措置
- ・ 高温にさらされないために必要な措置
- ・ 腐食防止のために必要な措置

（2）その他、以下の点に御留意ください。

新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場は、特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者等）を置く必要があります。

（京都市内にある事業場については、京都市に届出が必要です。）

また、廃水銀等の処理を委託する場合には、「廃水銀等」を許可品目に含む特別管理産業廃棄物処理業者に委託する必要があります。※

2 特別管理産業廃棄物に指定されない廃水銀等（封入された廃水銀等）

廃水銀等であっても、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等については、特別管理産業廃棄物には該当しません。

また、特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等（水銀使用製品の破損により漏洩したもの等も含む。）についても、水銀を適正かつ安全に処理できる産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。また、保管に関しても、特別管理産業廃棄物の廃水銀等に準じ、上記の措置をとるなど、適正な取扱いをよろしくお願いいたします。

【特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の具体例】

水銀体温計、水銀血圧計、水銀含有の電池、蛍光灯等の水銀を含有するランプ

注）破損により漏洩した場合も、特別管理産業廃棄物には該当しません。

※ 産業廃棄物処理者に関する情報は、以下の機関で提供しています。
公益社団法人京都府産業廃棄物協会 Tel : 075-694-3402
〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町 53 番地の 4 Johnson ビル 2 階

<問い合わせ先>

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課 Tel : 075-366-1394